

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長
(公 印 省 略)

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う「医療法人の機関について」等の一部改正について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「成年被後見人法」という。）により、医療法人制度を含む各制度において、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定（欠格条項）が、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）等に改正されました。

それに伴い、成年被後見人法により改正された法律の個別審査規定における省令への委任事項等を厚生労働省令で整備する等の所要の改正を行うため、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和元年厚生労働省令第 46 号）が公布され、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の改正が行われました。その内容については、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の公布について（通知）（令和元年 9 月 13 日医政発 0913 第 3 号厚生労働省医政局長通知）により本日、通知したところです。

これを受けて、関係する通知について下記のとおり改正し、本年 9 月 14 日から適用することといたしましたので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めていただくようお願いいたします。

記

第 1 施行期日

令和元年 9 月 14 日（成年被後見人法の施行の日）から施行すること。

第 2 改正を行う通知

- 「医療法人の機関について」（平成 28 年医政発 0325 第 3 号）別添 1
- 「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成 2 年 3 月 1 日健政発第 110 号）別添 2

○「医療法人の機関について」（平成 28 年医政発 0325 第 3 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 医療法人の機関に関する規定等の内容について 1～2 （略） 3 評議員及び評議員会に関する事項について（法第 46 条の 4 から第 46 条の 4 の 7 関係） (1) 評議員について ① （略） ② ただし、次に該当する者は評議員となることができないこと。 イ （略） □ <u>精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> ③～⑤ （略） (2) ～ (6) （略） 4～10 （略） 第 2～第 3 （略） （参考法令） （略）	第 1 医療法人の機関に関する規定等の内容について 1～2 （略） 3 評議員及び評議員会に関する事項について（法第 46 条の 4 から第 46 条の 4 の 7 関係） (1) 評議員について ① （略） ② ただし、次に該当する者は評議員となることができないこと。 イ （略） □ <u>成年被後見人又は被保佐人</u> ③～⑤ （略） (2) ～ (6) （略） 4～10 （略） 第 2～第 3 （略） （参考法令） （略）

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成 2 年 3 月 1 日健政発第 1 1 0 号）の「別添」の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
項 目	運営管理指導要綱	備 考	項 目	運営管理指導要綱	備 考
I 組織運営			I 組織運営		
1 (略)			1 (略)		
2 役員			2 役員		
(1)～(2) (略)			(1)～(2) (略)		
(3) 適格性	1 (略)		(3) 適格性	1 (略)	
	2 欠格事由に該当していないこと。(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)	医療法第 46 条の 5 第 5 項 ・ 欠格事由 ① <u>精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u>		2 欠格事由に該当していないこと。(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)	医療法第 46 条の 5 第 5 項 ・ 欠格事由 ① <u>成年被後見人又は被保佐人</u>
(4)～(6) (略)		②、③ (略)	(4)～(6) (略)		②、③ (略)
3 評議員（財団法人たる医療法人）	1 (略)		3 評議員（財団法人たる医療法人）	1 (略)	
	2 欠格事由に該当していないこと。(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)	医療法第 46 条の 4 第 2 項・欠格事由 ① <u>精神の機能の障害によ</u>		2 欠格事由に該当していないこと。(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)	医療法第 46 条の 4 第 2 項・欠格事由 ① <u>成年被後見人又は被</u>

4、5 (略) Ⅱ～Ⅳ (略)	でも同様である。)	<u>り職務を適正に行うに当</u> <u>たって必要な認知、判断</u> <u>及び意思疎通を適切に行</u> <u>うことができない者</u> ②、③ (略)	4、5 (略) Ⅱ～Ⅳ (略)	同様である。)	<u>保佐人</u> ②、③ (略)
-------------------------------	------------------	--	-------------------------------	----------------	----------------------------------